

## 水戸市小児慢性特定疾病医療費 療養費払いのご案内

令和2年4月1日以降の医療受給者証の有効期間内であって、

- 1) 申請日から医療受給者証がお手元に届くまでの間に、医療受給者証や自己負担上限額管理手帳を指定医療機関で提示せずに、承認された疾病の治療分について医療費を支払った場合
- 2) 緊急・やむを得ない事情により、指定医療機関以外で承認された疾病の治療を受け、医療費を支払った場合

⇒1か月の自己負担上限額を超えて支払った額を水戸市に支給申請が出来ます。

### 【注意事項】

- ・療養費払いで払戻しが出来る医療費は、受給者証に記載の有効期間内に保険適用された医療費に限られます。また、保険適用であっても、承認された疾病の治療以外の医療費は払戻しできません。
- ・高額療養費の払戻しがある場合は必ず申し出てください。高額医療費に該当の場合は、まず保険者に払戻請求を行い、交付決定後に交付通知書を添えて水戸市に申請してください。高額療養費の払戻しがあったことが後に判明した場合、返還していただきます。
- ・小児慢性特定疾病の医療費の払戻しを受ける額を含めて保険者による医療費付加給付等を受けた場合は、申請者から保険者へ付加給付分を返還する必要があります。
- ・医療機関窓口で、医療福祉支給制度（通称：マル福）を提示して清算した場合は、小児慢性特定疾病医療費の医療費について払戻しすることは出来ません。ただし、食事療養費については入院時食事療養標準負担額の2分の1を払戻しすることができます。

### 【必要書類】

チェック欄	必要書類
	小児慢性特定疾病医療費請求書（別紙様式第10号）…（1）
	小児慢性特定疾病療養証明書（別紙様式第11号）…（2） （対象となる月に、承認された疾病の治療で受診した全ての医療機関・薬局等で作成してもらう。1機関につき1枚）
	領収書またはレシート（不足の場合、払戻し出来ません）
	印鑑
	医療受給者証
	請求者の口座番号が確認出来る通帳またはカード
	（初回申請、前回申請時と変更がある場合） 相手方登録申請書（別紙様式第66号）…（3）
	（ある場合） 小児慢性特定疾病自己負担上限額管理手帳（記載がある場合）
	限度額適用認定証
	医療費付加給付等支給証明書

※（1）～（3）については、水戸市のホームページからダウンロード可能です。

### 【お問合せ・申請先】

水戸市保健所 地域保健課 小児慢性特定疾病担当  
水戸市笠原町 993-13  
電話：029-243-7311